

新たに社会資本総合整備計画（仮称）を作成・提出する際の留意点

I 趣旨

社会資本整備総合交付金（仮称）を充てようとする事業については、継続事業等について別途講じる経過措置の適用を受けるものを除き、所定の事項を記載した社会資本総合整備計画（仮称。以下単に「整備計画」といいます。）を策定して国土交通大臣に提出いただくことになります。

すなわち、とりわけ経過措置の適用を受けない新規事業については、平成22年度当初から早期に交付決定を行うことができるよう、予算成立後速やかに当該事業を盛り込んだ整備計画を策定・提出いただくことが必要になります。

このため、整備計画の作成準備に前もって取り組んでいただけるよう、整備計画の作成について、次のとおり、考え方を整理しました。

なお、都市再生整備計画、地域住宅計画、広域的地域活性化基盤整備計画、地域活力基盤創造計画など、整備計画の記載事項に相当する事項を含む一定の計画等（以下「特定計画」といいます。）については、上述のとおり、その提出を整備計画の提出とみなすこと等を内容とする経過措置を講じますので、別途の関係資料をご覧ください。

したがって、特定計画の改定等を行い、平成22年度以降行う事業を新たに盛り込んだ場合は、当面、新たに整備計画を作成することなく、当該事業に充てる交付金の交付を受けることができます。

II 社会資本総合整備計画（仮称）の作成に当たって留意いただきたい事項

整備計画には、要綱骨子第8に示された各項目を的確に記載していただく必要があります。このため、次の事項にご留意ください。また、記載例も参考にして下さい。

1. 計画書の形式、単位について

◇整備計画（目標や計画期間を同じくし、一体的に行われる複数の要素事業で構成されるもの）を複数まとめて一の計画書を策定する形式をとる場合は、少なくとも4つの分野（活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援の4分野）ごとに章別に分けて記載することになります。また、目標、交付対象事業等の記載は、原則、整備計画ごとに行うことを想定しています。（「社会資本総合整備計画書の構成イメージ」参照）

◇しかしながら、一の計画書に4つの分野すべてが盛り込まれている必要はありません。また、後から章を追加することも可能です。もちろん、分野ごと、整備計画ごとに分けて計画書を作成することも可能です。

◇したがって、早期に整備計画を作成するには、経過措置の適用を受けない事業を中心に

最小限の内容で整備計画を作成いただいても支障ありません。

◇整備計画の様式については、使用を義務付けるものではありませんが、記載例を兼ねて様式を参考に提示します。これを参考に、必要な事項を任意の様式に記載して下さい。

2. 整備計画の記載事項について

(1) 整備計画の目標、評価指標

◇整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標として下さい。この目標の設定は、各分野（章）の政策目的の趣旨に沿ったものであることが求められます。（定性的な表現でも構いません。）

◇さらに、計画期間終了後の目標の実現状況等を明確に把握できるようにするため、整備計画の目標を定量化した適切な評価指標を設定していただきます。定量的指標により適切に数値化されたものを設定して下さい。

◇交付対象事業は、整備計画の目標との関係を合理的に説明できることが必要であり、その構成が整備計画の目標に対して妥当であることが求められます。特に、基幹事業を中心とした取組みにより整備計画の目標を実現できる内容として下さい。また、関連事業（関連社会資本整備事業及び効果促進事業）は、整備計画の目標に照らして、基幹事業と一体的に実施することが必要であり、有効な事業であると説明できる必要があります。

◇整備計画の目標は、整備計画ごとに定めることを想定しています。密接な関連がある複数の整備計画（原則として同一の分野に係る整備計画同士を想定）が相まって目標を実現する場合には、複数の整備計画に対して一つの目標を記載することもできます。

(2) 期間

◇整備計画ごとに、おおむね3～5年の期間を設定していただくことを想定しています。

◇一の計画書の中でも、整備計画ごとに異なる計画期間を設定することは可能です。

◇整備計画の期間内には完成しない事業・箇所が交付対象事業に含まれることは支障ありませんが、原則として、整備計画の期間内に一定の効果を発現し、目標の実現に資することが必要です。

(3) 交付対象事業

◇整備計画の目標を実現するために必要な複数の事業を記載します。

◇整備計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、事業の構成が妥当である必要があります。

◇整備計画ごとに必ず基幹事業（一の事業でも、複数の事業の組み合わせでも可）を掲げることが必要です。

◇基幹事業に位置づけることが可能な事業は、①から④の分野ごとに、原則として、以下に定める事業のうち、国土交通省が補助金又は交付金で従来支援を行ってきた事業の採択要件を満たすもの（平成22年度予算でこの交付金と別に計上した補助金等は除く。）です。ただし、平成22年度からの新規採択の際の要件が変更されるもの（要綱骨子の別添参照）がありますので、ご留意ください。

① 活力創出基盤整備：道路事業（従来の地域活力基盤創造交付金事業を含む。）、港湾

事業（従来のみなと振興交付金事業を含む。）

- ② 水の安全・安心基盤整備：治水事業、下水道事業（都市水環境整備事業に係る事業を除く。）、海岸事業
- ③ 市街地整備：都市公園、市街地整備事業、都市水環境整備事業、従来のみなづくり交付金及び地域自立・活性化交付金事業
- ④ 地域住宅支援：従来のみな住宅交付金事業、住環境整備事業

◇基幹事業と一体で実施する必要がある関連事業についても位置づけることができます。

（基幹事業が複数種類ある場合には、関連事業がどの基幹事業と一体で効果を発揮するのかを特定した方が関連事業として位置づける必要性が説明しやすくなると考えられます。）ただし、関連事業は必須ではないため、当面、基幹事業のみで構成し、関連事業を後から追加することもできます。

◇ある年度に実施する交付対象事業は一でも構いません。また、関連事業のみが実施される年度があっても差し支えありません。

◇整備計画に記載する交付対象事業については、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要が認められ、早期に事業効果の現れるものであることが求められており、事業認可、関係事業者等との事業調整や地元説明等の点から、円滑な事業実施が確実であることが必要です。

3. 事前評価について

◇「整備計画」の作成に当たっては、国土交通大臣への提出前に、次に掲げるとおり、目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、整備計画の実現可能性について、自主的・主体的に検証を行って下さい。例えば、以下のような内容を整備計画作成段階で検証いただく予定です。

①目標の妥当性

- ・上位計画等との整合性
- ・地域の課題への対応（地域の課題と整備計画の目標の適合性）

②整備計画の効果・効率性

- ・整備計画の目標と定量的指標の整合性
- ・定量的指標の明瞭性
- ・目標と事業内容の整合性
- ・事業の効果（要素事業の相乗効果等）の見込みの妥当性

③整備計画の実現可能性

- ・円滑な事業執行の環境（事業熟度、住民等の合意形成等を踏まえた事業実施の確実性）
- ・地元の機運（住民、民間等の活動・関連事業との連携等による事業効果発現の確実性）

Ⅲ. 実施に関する計画の提出について

- ◇整備計画に基づき交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等には、毎年度、当該年度の交付対象事業の実施に関する計画を提出いただきます。
- ◇実施に関する計画は、整備計画が受理された後、平成22年度に実施しようとする要素事業（事業費を含む。）等を明記した計画であり、複数の主体で整備計画を作成した場合にあっても各主体ごとに作成いただくことになります。
- ◇複数の主体で共同して作成した整備計画に基づく実施に関する計画は、各主体ごとにお互い協議の上で作成してください。また、この場合、交付手続の円滑化の観点から、あらかじめ、主体別の内訳を提出いただきます。